

たなか事務所だより

2017年
4月号

「あゆみ」がスタート

平成29年4月1日から**岐阜県司法書士会司法書士調停センター**（愛称：**あゆみ**）がスタートします。

司法書士調停センターとは、裁判外紛争解決手続の認証を受けたもので、**紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争**（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）について、解決を図るためにどなたでも利用できます。

調停は、岐阜県司法書士会所属の司法書士のうち、簡裁代理等関係業務の認定を受けた司法書士であり、調停人名簿登載に搭載されている司法書士が調停人となって行います。

調停人名簿登載の要件は以下のとおりです。

- ① 司法書士業務歴3年以上
- ② 手続実施者研修を履修すること
- ③ 司法書士法第3条第2項の法務大臣の認定を得た者

※裁判所の調停委員の実務経験がある場合などは例外もあります。

調停人名簿に登載されている司法書士は、ロールプレイなどの研修を通じて調停スキルを磨いた方々です。

納得できる解決のために、裁判外の紛争解決手続をご利用下さい。

詳細は、岐阜県司法書士会（TEL058-246-1568）にお問い合わせください。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

